

第2章 基準病床数

- 医療法第30条の4第2項第17号に規定する基準病床数は、表2-1のとおりとします。
- 基準病床数は、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療計画において定めるもので、既存病床数が基準病床数を超える医療圏（病床過剰地域）では、病院の開設、増床は原則として許可されません。

表2-1 基準病床数

病床種別	医療圏	基準病床数 (令和6～令和11年度)
療養病床 及び 一般病床	名古屋・尾張中部	19,667
	海部	1,834
	尾張東部	4,395
	尾張西部	3,979
	尾張北部	5,520
	知多半島	3,540
	西三河北部	3,013
	西三河南部東	2,715
	西三河南部西	4,544
	東三河北部	182
	東三河南部	5,012
		計
精神病床	全県域	11,508
結核病床	全県域	115
感染症病床	全県域	72

注1：「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、両病床数を合算した数値です。

注2：精神、結核、感染症の各病床については、全県単位で整備することとしています。

表2-2 既存病床数（令和5（2023）年9月末現在）

病床種別	医療圏	既存病床数
療養病床 及び 一般病床	名古屋・尾張中部	20,051
	海部	1,700
	尾張東部	4,248
	尾張西部	3,608
	尾張北部	4,986
	知多半島	3,179
	西三河北部	2,663
	西三河南部東	2,383
	西三河南部西	4,411
	東三河北部	303
	東三河南部	5,891
		計
精神病床	全県域	12,171
結核病床	全県域	111
感染症病床	全県域	66

注1：「既存病床数」は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数としている。

注2：「既存病床数」は、令和6年3月までの経過措置である介護医療院の定員数（療養病床数）及び平成18年12月31日以前に開設した有床診療所の病床数は含まれていない。